

木曽岬町告示第40号

木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年4月22日

木曽岬町長 加藤 隆



業務名	木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務
履行場所	木曽岬町大字 西対海地 地内
業務内容	木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略（計画期間：令和8年度からの5年間）の策定に向けた支援業務で、「木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務仕様書」に定める業務。
業務履行期間	契約締結日から令和8年3月25日まで
提案見積上限額	7,249,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 注）この金額は、本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。
参加手続等	木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。実施要領は、木曽岬町ホームページからダウンロードすること。 https://www.town.kisosaki.lg.jp
審査方法	木曽岬町第3期人口ビジョン・総合戦略策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書等を審査し、最終受託候補者を選定する。実施要領を参照のこと。
契約の協議	契約の条件等については、受託候補者と協議する。
提案に係る費用	本企画提案に参加する者の負担とする。
参加資格要件	1 参加資格要件 (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）の提出時点で、町の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、愛知県、岐阜県、三重県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。 (2) 本業務と同種の業務（総合計画又は総合戦略の策定の支援業務）を地方公共団体から直接受託し、かつ、過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に、その業務を完了した実績を有すること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 木曽岬町請負工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 20 年 10 月 1 日付け告示第 65 号）に基づく資格（指名）停止措置、又は木曽岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年 10 月 3 日付け告示第 67 号）の入札参加排除措置を受けていないこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 上記 1 に定める参加資格要件等を満たしていない場合
- (2) 提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合
- (3) 提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合
- (4) 契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合
- (5) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の選考委員又は本町関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (6) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合